

第1回 環境審議会（令和7年5月22日）

【質疑応答等 0:37:02~0:57:33】

（会長）

ご説明ありがとうございます。報告案件1について皆様から何かご意見、質問などありましたらお願いいたします。

（委員）

説明いただいた中で縦の資料の2ページ目、5番「対象とする事務事業」の2行目は以下の表内の事業を除くとありますが、この表のタイトルが対象とする事務事業なので、もしかしたら対象としないか、別の表現があるのではないかと思ったのですが、先程聞いていてあれと思ったものですから。

（事務局）

ご指摘の通り対象としない、対象から除く事務事業というのが正解です。失礼いたしました。

（会長）

その他に皆様から感想でも構いません、意見聴取ということですので皆様からいろいろご意見いただいてさらに計画の内容をブラッシュアップできればと思います。

皆様が考えている間に私のほうから、例えば先程説明があったように事務事業編を市民の方にも地域にも広めたいということですよ。これからEVとか購入段階にあるのですか。自動車は。

（事務局）

自動車は市で使っている公用車のうち年間10台くらいが新しく更新になるのですが、このうちの半分くらいと思っているのですが、残念ながら四輪駆動がいいなどの理由で、なかなか進んでいないのが現状です。今年少なくとも1台はPHEVになるのですが、これは四輪駆動の設定があり、高額ですが、少しずつ進んできてはいます。ただ、充電する場所が必要で、そちらの整備も合わせてやらないと難しいのですが。

（会長）

それなりのお金がかかりますよね。

（事務局）

その辺をなんらかの補助事業とかうまく使ってやっていきたいと思っています。

(会長)

地域に広めるという意味では例えば PHEV を購入して使いました、それでどれくらい節約できましたよとか今までのガソリン車とかディーゼル車に比べてどれくらい節約できましたよとか、二酸化炭素の排出量が同じような走行距離でこれくらい減らすことができましたよというのを公開できるといいですね。例えば、庁舎で LED 化したら電気代これくらい下がりましたとか、そういうデータはお持ちだと思いますので、公開できるデータはどんどん公開することでうちもやってみようかなとかそういう動機づけになるかもしれませんね。

あと気になったのが横書きの資料 (6) 温室効果ガス排出量を削減する取組とシナリオとあります。上のほうにイラストがあって、下向きの矢印で減らす、あとは作る、買うというのがありますが、ここにもう一つ吸収をいれますか。幅としては少なくなると思いますが。例えば市の所有林とかそういうところでどれくらい吸収するとか。あるいは、私専門ではないので分かりませんが、海の岩礁のところにアマモ、そういうのを青森市のほうでやっていますが、この地域で適切かはわかりませんが、ブルーカーボンとかグリーンカーボンとか吸収源対策をするのもいいかもしれませんね。

あとは、例えば青森県内ではないかもしれませんが、隣の岩手県さんと再生可能エネルギーの事業に自治体として投資するというのがありますね。岩手県庁さんのグリーンボンド債ですか。そういう債権を発行するというのもありますね。いろいろな方法がありますので、この計画に盛り込まなくても、できることはどんどんやっていいかなという気はしますね。青森県よりも隣の岩手県さんのほうがいろいろと進んでいるところはあるので、近いということもあるのでご意見とか調査に伺うのもいいかもしれませんね。

あとは事務事業編とは関係ないのですが、地域の再エネどうするという話になりますが、県の共生条例のほうに7月に施行されますね。議会も通ってできているので、八戸市としてその条例で行くか、あるいは市として独自の条例、上乘せするとか横出しするとか、色々ともういったものも調査研究からはじめて、八戸市として必要であれば条例化するとか、そういうのもこれから作業ボリュームは多いですが考えるのもいいかもしれません。まずは条例の内容を研究して必要かどうかご判断いただければと思います。

八戸の海洋、沖合で洋上風力という可能性はあるんですか。久慈のほうではありますが、八戸の場合はどうなんでしょうか。船舶多くて難しいのでしょうか。

(事務局)

今のところ、洋上風力はやはり日本海側のほうということで、八戸の沖合のほうでは不向きと聞いています。

(会長)

不向きなんですね。あとは陸上で何が出来るかですね。この辺を色々と考えていかなきゃいけない。もしかしたら住宅中心の太陽光になってしまうのかもしれない。その辺をどう進めるか、東京都がやっているような大きなことはできなくても、八戸市として独自に出来る事が色々な場で意見交換できるといいですね。私が言っていることは難しいですよ。ハードル高いですよ業務として。

(事務局)

鈴木会長のお話で、2点ほど。

吸収源対策に関しては、今回説明したのは事務事業編となるのですが、市の事務事業に係る取り組みは吸収源の部分には控除できないということが国のマニュアルで決められていまして、そういう意味で温室効果ガスの排出量はこのシナリオにはあえて入れていないというところです。それが1点です。

ブルーカーボンにしても地域の再エネ導入、県条例に合わせた対応について、ブルーカーボンは条件が合うかどうかというのがありますが、こちらについては事務事業編ではなくあくまでも区域施策編の分野ということになります。当然県条例に合わせて自然と共生するような再生可能エネルギー導入をどのエリアでやっていくか、エリア指定をやっていかないといけないということになりますので、その辺は年度内に検討して何らかの方向性を示せばいいかなあと考えていましたので、そのあたりは考え方まとめながらこの場でもご説明しながらご意見いただければと考えていました。

(会長)

環境分野でもいろいろとやらなければいけないことが多いと思うので、ぜひよろしく願いいたします。皆様ご質問、ご意見、感想などありましたらお願いいたします。

(委員)

会長と同じようなことですが、最後の11番今後の進め方のところにパブリックコメント実施とありますが、市民にとっては見えることが大切なので、このぐらいやって、この機種を使ってこういうのが出来ましたとか、それだけやれたら皆さんもというわけではないのですが、何をやればどのくらい減るといふのを市のほうできちんと示して頂けるといいと思います。

何も見えなくて、ただこれを使っていますというだけだとなんでそんなお金を使ってという考え方しかないので、ガソリンとの違いとか、排出のためにそういうふうにしていますといふのをきちんと説明、わかりやすいように伝えて頂けると助かると思います。

(会長)

ご回答は必要ないですか。ではご意見として。

(事務局)

一応今のお話の中で、この計画に関しては当然のように期間を持って進める事業ですので、毎年どれくらいの事業、施策を展開することによってどのくらいの効果が得られたかとかいう点に関して、なるべく分かりやすくというところを踏まえたうえで、市のホームページで毎年公表するようなものは法律上規定されていまして、それに基づいて逐次ご意見も頂きながら公表できればというところです。

(会長)

他にどなたか、ご質問、ご意見ありましたら。

(委員)

省エネとか脱炭素、私ももちろんですが市民生活の上で省エネに繋がる行動をするというのが大事かなと思うのですが、今までのように使い続けていたらきりが無いと思うんですね。太陽光発電にしろ風力にしろきりが無いと思うので、このままの生活を続けていっていいのかという問いかけをしているのですが、電気とかエネルギーに頼らない、私たち日常生活が忙しいものですから時間にゆとりがないというのもあると思うのですが、電化製品に頼りすぎではないかと。昔の良いところも取り入れて、市民一人ひとりがそれを実践することによって消費も少なく出来るんじゃないかと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

一般市民の目から見た感想ですけど、色々な脱炭素、それから温暖化ということが見直しされているのですが、市民の目から見ると太陽光発電、メガソーラー作る、先程岩手県のことだったんですが、岩手県のほうの山を全部切り開いてメガソーラーの施設を作っている。果たしてあれで、緑はほとんどなくなっている、下草が出ないように除草剤などを使っている、山全体がああいうふうな状態で果たしてバランス的に考えてどうなのだろうと。電気を作るというのでは良いのかもしれませんが、CO2を吸収する、先程部長さんのほうからお話があってそこは触れないで置くという話でしたが、吸収作用というのがかなり破壊されているんじゃないかと、一般市民から見えるのはそれなんですよね。高速道路を通ると常に見えますので、これで良いのかなと通るたびに思うんです。吸収、保全、確かにバイオマス発電というのも今、盛んに言われていますが、八戸市の周辺でも木材の伐採がかなりすすんでいますよね。そういうのを見ると、これが環境保全とどう関係するのかと私たち市民は車で通りながら考えるわけです。

やはり保全というところをもう少し大事にしてほしいと思うので、なんとかそこが残れば良いかなという気持ちがあります。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

補足します。今ご意見いただいたのですが、横の資料8番をご覧いただきたいのですが、先程説明をしたとおり、取組とすると、吸収作用の保全・強化のための取組ということで、これはあくまでも事務事業編ですので公共施設、都市公園、市が管理しているような森林、こういったところでの緑は

きちんと保全していこうということをうたっています。ただし、会長からお話があった吸収源として数字のカウントができるかという、削減量としてカウントはできないとマニュアルで規定されているので、先程の横の図で明らかに数値としてはカウントできない仕組みになっているのでここには入れられないです、ということをご説明したいということなので、取組とすると当然新たにうみねこプラン V には吸収作用の強化という取組み、今まで記載はなかったんですね。これを新たに加えて、きちんと行政が管理している緑地に関しては吸収源として保全強化していこうということを新たにうたったということになりますので、ご理解いただければと思います。

(委員)

市が管理する部分についてはある程度目が行き届いているというか、そういう指導もできると。

(事務局)

あと、地域の部分に関して、この他に区域施策編という温暖化対策の計画がありますので、そちらのほうで吸収源対策をしていくということになるかと思いますが、今日はあくまでも事務事業編の改定のご説明ということで、そこまでのご説明はしていないということでご理解いただければと思います。

(委員)

(8) 吸収作用の保全・強化のための取組、のところが入っているのはよかったと思います。

(会長)

他にどなたかありますか。ではお考えになっている間に。

横書き資料の(2)の主な取組のところですか。①の運用改善、室温設定です。大学でも授業のときに何度設定にするというのがあるのですが、暖房 20 度は大丈夫かもしれませんが、冷房 28 度設定というのは職員の皆さんの業務環境としてどうなのか。今一度職員の皆さんのご意見とか部屋の条件とかを見ながら適切に設定するのがいいかな。28 度にこだわってしまうと、体調を崩してしまったり、そういったことも考えられるので、この辺は柔軟に対応したほうが良いかなと思います。

東京の 28 度設定と、八戸市の 28 度設定って条件が違うと思うんです。外気温が 35 度の中の 28 度となると涼しいとなりますが、こちらの場合は 30 度の 28 度だと変わらないねとなりますので、そこらへんも地域、部屋によって条件違いますのでご配慮いただければと思います。

あと、温暖化計画のところでもいつも言っているのですが、八戸市の所有する中で一番電力がかかるのはスケート場なんですね。長根リンクもそうなんですが、大きなものが出来てくるとそこで電力消費がかなりのウェイトを占めてしまうのですが、その削減というかそこを工夫しないといけないという気はします。たぶん止めるという決断はできないと思うんですね。だったら運用期間をちょっと短くするという配慮とか、あるいは再生可能エネルギーを思い切って導入するとか、色々なやり方があると思うので担当部局の方と色々相談してみてください。担当の方も認識はしていると思うので。ちなみにフラット八戸は関係ないんですか。

(事務局)

フラット八戸は市の事業ではないので入っていません。先程おっしゃったスケート場でいうとYSアリーナが入っています。あそこは施設の管理している者も気にしていて、ものすごく電気を使っているという認識はありましてなんとかしたいと考えていました。先程おっしゃった太陽光発電、あそこは入れていないので太陽光発電の導入とか、再生可能エネルギーの電気を調達するとか、いろいろな手段はあろうかと思います。運用改善が出来る部分がないか改めて見直すことになると思います。

(会長)

あとは子供達が学ぶ学校で再生可能エネルギーを優先して導入して使うとか。学校の数が多すぎて難しいかもしれませんが。教育とも結びつけて考えるのもいいかもしれません。何か他に皆様からありますでしょうか。特にないですか。報告案件1についてはこれで終わりにして、続いて報告案件2のほうに移っていきたいと思います。事務局より説明をお願い致します。

【質疑応答等 1:04:12~1:11:36】

(会長)

ご報告いただきましてありがとうございます。報告案件2について皆様からご質問、ご意見などありましたらお願い致します。

(委員)

わからないので教えて頂ければと思っていますが、1ページ目の暫定指針値50というのはどんな状態のことを言っているんですか。

(事務局)

50ngといいまして、1Lの中に50ngが。10億分の1gです、ナノは。

(委員)

これは人体とか、普通の水とかに対して影響はどの程度考えられるのですか。

(事務局)

環境省が出しているPFOSの手引書を見ると、体重50kgくらいの人間が1000ngを毎日生涯吸収しても健康被害が出ない、それを元に算定した数値が環境基準の暫定指針値の50ということでした。

(委員)

50というのは国の指針値ということですね。

(会長)

50ng/L、飲み水の暫定基準値で、アメリカだとこれが4ngとか、アメリカの4ngがなにかという分析装置で検出する下限値なんですね。日本は50、国連は100と言っています。有機フッ素化合物の問題というのは、人体にどういう影響があるのか実はわからないことが多い。どう設定すればいいのか専門家でもわからないんですね。環境省でも今やっているんですが、水道水の中の基準値をどうするか、今50で落ち着きそうなんですけれどもまだ決まっていない。環境行政の方が規準とするのが、環境基準というのがあるんですね。そこにもまだ定められていないので行政としても動きにくい状態というのが課題としてあります。

(事務局)

来年4月から上水道、飲み水の基準が50ng/Lということで、口から飲む水の検査が水道事業者に義務付けられるということでございます。今回はあくまでも地下水の測定をしたものということです。

(会長)

他に何かございましたら。

(委員)

これは、井戸下流側はだいぶ林道から離れているということですが、この井戸は実際に活用されている井戸という認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

市のほうで把握していたのは、何年か前の報告を基にやっているのですが、今現在利用しているかどうかは定かではございませんが、わかっている部分だけということになります。

(委員)

もし活用されているとなれば、この数字をどう見るかですけど、高いという判断であれば使用しないような指導を考えているということですか。

(事務局)

こちらの最下流が50を超えてきている、だんだん上がってきていると分かった時点で何かしら注意喚起を進めていきたいと思っています。

(会長)

例えば八戸市さんのほうで民間の井戸水を調べるということは可能性としてはあるのですか。要望があった場合。

(事務局)

要望については検討したことはないのですが、年間5ヵ所ローリングで調査していくものがあるのですが、それは県で計画を定めているのですが、その中にPFOSとPFOAは入っていないということで、国県の動向を見ながらということになると思います。

(会長)

県の地下水の計画で、ローリングは市独自に項目を変えてはいけないんですか。うちは今回PFOSにしようかなとか、そういうのはいけないのですか。

(事務局)

決まった項目はあるので、それに上乗せするのはないことはないのかなと思います。

(会長)

わかりました。

(委員)

微量なものを正確に測定しないといけないので、精度管理なども大変なので、これを入れるところまでは時間がかかるのではないかと。当面は、あるかないかを見ておいて。見解がいろいろとまだ定まっていないので今どういうふうにできるというところまで明言はできないのではないかと。今、関係の学会などでシンポジウムなどたくさん開かれてはいますが、あちこちに出たという報告はされるのですが、どうするのかというところまではまだ時間がかかるのでは。

(会長)

調べれば調べるほど出てきますので。今まで調べていなかったの。

PFASが血液中にあってそれが健康被害にどう結びつくのか、まだ全くわからないので長い期間かかる話ですので、行政として何をすべきなのか国のほうでも考えていると思うのでいろいろその動向とか見ながら八戸市としても対策を立てて頂ければと思います。

ほか何かありますでしょうか。特にないですか。

案件2につきましてもこれで終わりということにさせていただきます。ありがとうございました。

2つの案件が終わりましたので今回の審議会はこれで終わりにしたいと思います。

司会を事務局にお返しいたします。